

Financial Adviser

ファイナンシャル・アドバイザー

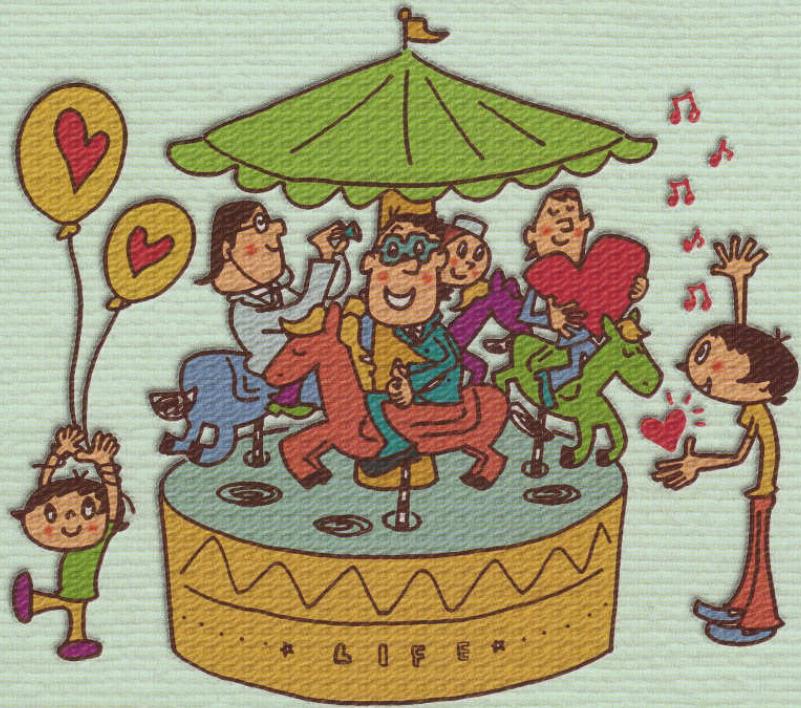
6 2008

好評連載

団塊世代への運用アドバイスABC
「資金の分類と配分比率の考え方」

経営者が自分でできる!! 助成金手続き
「中小企業定年引上げ等奨励金」

特集 お客様ニーズを踏まえた 医療保険の実践アドバイス



特別企画

いま求められる「住宅取得」のアドバイス

●第3回のテーマ●
各所得の内容と
所得控除



◆タックス博士

タックス
博士



の

からはじめる
税金教室

落合会計事務所

落合孝裕

博士 こんにちは。今回この税金教室も3回目になりますね。お二人とも勉強したことは仕事で役に立っていますか？

大輔 はい、お客様と不動産所得について話が弾むようになります。おかげ様で減価償却はもうバッチリですよ。本当にありがとうございます。

香織 私も、「青色申告特別控除」の要件をお客様にお話しして、喜ばれました。今日の勉強も楽しみです。

博士 今回は、前半で各種所得について前回取り上げられなかったもののうち、代表的なものを勉強していきます。①株式の譲渡所得、②配当所得、③退職所得です。まず「株式の譲渡所得」から見ていきましょう。

大輔 博士、株の売買が好きなお客様って、株のことになると何でみんなに話が長いんでしょう？

博士 皆さん独自の理論があるようですが、思うように儲からないのが株式投資ですね。株式は、「上場株式」と「未上場株式」に分かれます。

香織 それ、それぞれどういったものですか？

博士 まず、上場株式ですが、新聞の株式欄に記載がありますよね。東証一部、東証二部、JASDAQ、マザーズなどの市場に属している会社のことです。一方、未上場株式とは、一般の中小企業をはじめ、上場していない会社の株式になります。

大輔 上場会社イコール大企業と考えていいのですか？

博士 一般的にそうなりますが、中には、サントリ、竹中工務店、大塚製薬など、日本を代表する優良企業でも、上場していないこともあります。上場することで、株価が上昇して株主が大きな利益を得たり、増資して市場から資金調達ができます。一方で、株主に会社の経営状況を細かく報告する義務があります。株式が貢献することで、株式が買収され集められて会社が乗っ取られるおそれもあります。上場するかどうかは会社の経営判断ということです。

大輔 損をした場合は、どうなるのですか？

博士 上場株式を譲渡して損失が出た場合は、確定申告を行なうこと

图表1 上場株式の譲渡・配当税率

期間	区分	譲渡			配当		
		所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計
～平成20年	上限なし	7%	3%	10%	7%	3%	10%
平成21年～ 平成22年	500万円以下の部分	7%	3%	10%	7%	3%	10%
	500万円超の部分	15%	5%	20%	15%	5%	20%
平成23年～	上限なし	15%	5%	20%	15%	5%	20%

图表2 退職所得控除額

区分	退職控除となる金額
勤続年数20年以下 の部分	1年当たり40万円 (最低80万円)
勤続年数20年超 の部分	1年当たり70万円

图表3 退職所得にかかる税金の事例

勤続年数 退職金	35年 2000万円
・退職所得控除=1850万円	
[勤続年数20年以下の部分…40万円×20年=800万円]	
[勤続年数20年超の部分 …70万円×15年=1050万円]	
・差引き=退職金2000万円-退職所得控除1850万円=150万円	
・退職所得=150万円×1/2=75万円	
・所得税=75万円×5% = 3万7500円	
・住民税=75万円×10% = 7万5000円	
・税金の合計= 11万2500円	

により、その損失額を3年間継り越すことができます。また上場株式は、証券会社に「特定口座」を開設して「源泉徴収あり」を選べば、儲かった場合の10%の税金を証券会社が控除して税務署に納税してくれますので、申告の手間がかかるすにいります。さて、一方の未上場株式ですが、「こちらの方が税率は高くなっています。香織 中小企業は不利なんですね。

博士 残念ながらそうなります。譲渡所得に対する税率は一律かからずについでよ。さて、一方の未上場株式ですが、「こちらの方が税率は高くなっています。香織 中小企業は不利なんですね。

博士 大輔君も最近は勉強していますね。株式の配当についていか? 大輔 博士、株式の配当も同じ税率になると聞きましたが本当ですか?

博士 大輔君も最近は勉強していますね。株式の配当についていか? 大輔 博士、株式の配当も同じ税率になると聞きましたが本当ですか?

博士 さて、次は「退職所得」についてです。
香織 先日、うちの支店で定年退職した部長が退職金をたくさんもらつたみたいで、課長がうらやましがつっていました。「われわれの世代は退職金も大幅カットだつて。

博士 退職金は、「退職所得」という所得の区分になります。退職金は、定年まで長期間勤めてやつと受け取るケースが多いことを前提に、税制ではとても優遇されています。ところでも、「終身

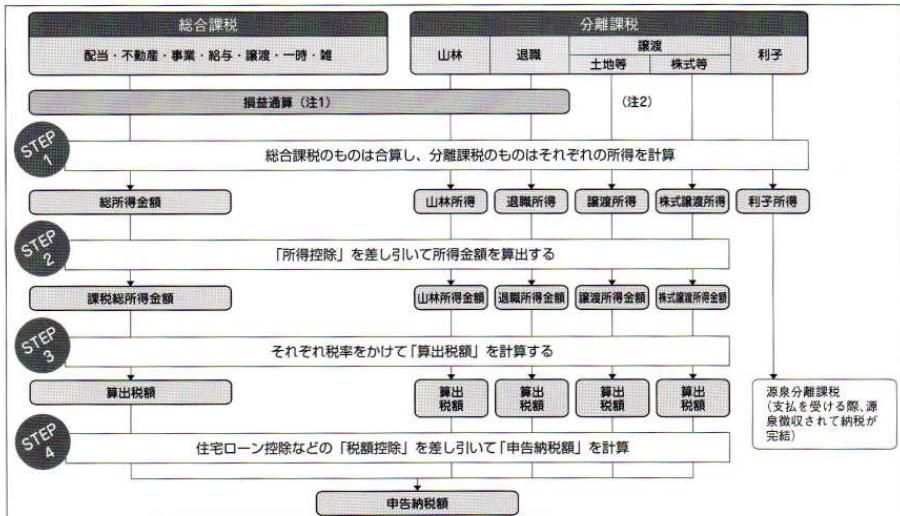
博士 さて、次は「退職所得」についてです。
香織 先日、うちの支店で定年退職した部長が退職金をたくさんもらつたみたいで、課長がうらやましがつっていました。「われわれの世代は退職金も大幅カットだつて。

博士 退職金は、「退職所得」という所得の区分になります。退職金は、定年まで長期間勤めてやつと受け取るケースが多いことを前提に、税制ではとても優遇されています。ところでも、「終身

雇用」はかなり崩壊していますけれどね。
博士 ええ、給与所得や不動産所得とは別に分離課税として計算します。総合課税とされないため、この点でも優遇されていますね。さて、具体的に税金計算の方法ですが、まず、退職金の金額から「退職所得控除」という控除を計算して、これを差し引きます(図表2)。

大輔 もらった退職金がこれ以下なら税金はゼロですか? 博士 そうなります。でも税金を払っても、退職金をたくさんもらう方がいいですね。説明を続けますが、退職所得控除を差し引いた後の金額を2分の1にします。この金額を、総合課税される所得金額と分離して計算します(図表3)。また、退職金に税金がかかる場合は、支払う会社側で、所得税と住民税を計算をして天引いてくれますので、翌年確定申告をする必要はありません。ただし、他の所得が少ない人や、

図表4 所得税の計算の流れ



(注1) 不動産所得・事業所得・譲渡所得・山林所得の損失は、他の所得から控除（損益通算）することができる。ただし、不動産所得の一部の損失については、損益通算できない。

(注2) 土地等の譲渡については、損益通算ができるない。ただし、一定の居住用財産の譲渡損失については、損益通算することができる。

博士 第1回の勉強で知りましたが、随分たくさんありますね。博士 もう一度、第1回で勉強した図表を見てみましょう（図表4）。所得控除とは、「総所得金額」から差し引くことができるものです。（①社会保険料控除、②生命保険料控除、③扶養控除、④配偶者控除、⑤配偶者特別控除、⑥扶養控除、⑦寡婦控除、⑧障害者控除、⑨墓地税）

博士 国民年金の未納率は、4割近くにもなっていますが、皆さん老後のことは考えていないんですね。ちなみに国民年金の保険料

「所得控除」の額が多い人は確定申告することによって、所得税が一部戻ってくることがあります。最近は、会社の合併による人員削減や転職などで、20代、30代で退職金をもらう人も増えていますね。大輔 そうですよねえ。「この計算も念のため覚えておこうっと。

すべての所得控除が適用されるわけではない

博士 さて、前回と今回の勉強で、各種所得のうち、主なものを勉強しました。これからは、次の「所得控除」について勉強していくときましょう。

香織 第1回の勉強で知りました

が、随分たくさんありますね。

博士 もう一度、第1回で勉強した

図表を見てみましょう（図表4）。所得控除とは、「総所得金額」から差し引くことができるも

のです。（①社会保険料控除

、②医療費控除、③寄付金控

除、④雑損控除などがあります。

⑩～⑫の三つの控除は、確定申告を行つことが条件で、年末調整で

は適用できません。

博士 すべての所得控除の適用が

あるわけではありませんよ。その

人によって適用があるものだけを

控除することになります。

博士 「社会保険料控除」

からです。社会保険料控除は、サ

ラリーマンの場合、給料やボーナ

スから差し引かれた「厚生年金」

「健康保険」「雇用保険」の各保

険料の金額になります。三つ合わ

せて年収の約12%にもなります。

大輔 博士、サラリーマンは大変

ですね。友達でフリーで働いて

いるヤツなんか、国民年金の保険

料払っていませんから。

博士 国民年金の未納率は、4割

近くにもなっていますが、皆さん

老後のことは考えていないんですね。ちなみに国民年金の保険料

1からはじめる税金教室

図表5 生命保険料控除

一般の生命保険料と、個人年金の生命保険料について、それぞれ計算し、その合計額が生命保険料控除になる（両方で合計10万円が上限）

年間の支払保険料の合計	控除額
2万5000円以下	支払金額
2万5000円を超え5万円以下	支払金額÷2+1万2500円
5万円を超えて10万円以下	支払金額÷4+2万5000円
10万円超	5万円

については、年末調整や確定申告のときに、控除証明書の添付が必要になりました。さて、次は生命保険料控除です。生命保険料控除は、「一般」と「個人年金」に分けてそれぞれ控除額を計算します。一般は死亡したときに保険金が下りるもので、個人年金は将来、年金でもらえるものです。各控除の計算方法は図表5のようになっています。控除証明書を年末調整ないし確定申告で提出する」とが要件となっています。

香織 私も昨年、生命保険に加入了しました。
博士 生命保険は、あまり大きな

大輔 保険料を扶養している場合、配偶者控除を二つ適用することができます。配偶者の合計所得が38万円を超える場合は、扶養控除はお子さんなどで年収10万円以下の人のことです。

博士 以前は、配偶者を扶養している場合、配偶者控除と配偶者特別控除を二つ適用することができますが、平成16年から、一方しか適用ができなくなりました。配偶者の合計所得が38万円以下であれば、配偶者控除の適用があり、控除額は38万円ですね。

大輔 合計所得って年収38万円以下のことですか。いくらもないですね。

香織 専業主婦は、控除を二つ受け取れると聞いたことがあります
が…。
博士 次は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、この三つを見せてみましょう。まず、「配偶者控除」です。

博士 次は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、この三つを見せてみましょう。まず、「配偶者控除」です。

大輔 はい、日々勉強ですね。
博士 さて、配偶者の合計所得が38万円を超える場合は、配偶者控除の適用はできませんが、所得に応じて「配偶者特別控除」の適用ができます。所得が増えることに伴う控除額が5万円ずつ少なくなります。配偶者控除と同じような考え方方が、「扶養控除」です。

香織 扶養控除は、お子さんなどがよくいますので、ライフスタイルは一的ではなくなります。つまり所得控除の見直しも必要かもしれませんね。

様々な所得控除がありますが、適用の条件や金額を押さえると同時に、税金計算の仕組みについて復習しておきましょう



世代は、25万円加算されて63万円と優遇されています。

大輔 でも僕らのように独身で、扶養家族がないと、所得控除はありませんことになりますね。

博士 まあそうなりますね。これまでの一般的なライフスタイルは、30歳前後に結婚して、その後子供が生まれて、マイホームを購入して、いずれ定年を迎えるといったもので、税制もそれに従っていますが、今は独身世帯の割合がかなり増え、転職も頻繁に行なう人がよくいますので、ライフスタイルは一的ではなくなります。いずれ所得控除の見直しも必要かもしれませんね。